

指定外来動植物被害防止基本方針



鹿 児 島 県

令和元年10月

目 次

第1 はじめに

- 1 方針策定の背景
- 2 国内外の動向
- 3 鹿児島県のこれまでの取組

第2 指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方

第3 指定外来動植物の選定に関する基本的な事項

- 1 選定の前提
- 2 選定の際の考慮事項
- 3 選定の要件
- 4 指定地域の考え方
- 5 指定外来動植物の選定に関する意見の聴取

第4 指定外来動植物の取扱いに関する基本的な事項

- 1 指定外来動植物の条例遵守した取扱い
- 2 その他外来生物全般に及ぶ総合的な取扱い

第5 指定外来動植物の防除に関する基本的な事項

- 1 緊急的な防除の実施
- 2 計画的な防除の実施
- 3 指定外来動植物の防除体制の充実
- 4 防除の実施に当たっての留意事項

第6 その他外来動植物による生態系の被害の防止に必要な事項

- 1 県民等の理解の促進と意識の醸成
- 2 推進体制

第1 はじめに

1 方針策定の背景

本県は、南北 600 kmに及ぶ広大な県土に多くの島嶼を有し、固有種、固有亜種や南限種・北限種とされる貴重な生物も多く生息・生育するなど、生物多様性の豊かな地域である。一方で、2016年の県レッドリストによれば、1,436の生物群（種・亜種・変種など）が絶滅危惧種に分類されており、開発行為や乱獲等による捕獲・採取圧の増大に加え、人為により導入された外来生物による捕食や競合など、人間活動による生物多様性への悪影響が懸念されている。

平成15年には、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定し希少な野生動植物の保護に取り組むとともに、平成26年には、生物多様性鹿児島県戦略を策定し、「総合的な外来種対策の推進」を掲げ、普及啓発を中心とする対策を講じてきた。

しかしながら、このような取組にも関わらず、国外だけでなく、国内又は県内の別の地域から外来生物が人為により意図的・非意図的に導入されたと考えられる事例の報告が相次いでいる。代表的な例としては、奄美大島や県本土のマングース、与論島のイタチ、臥蛇島のノヤギやシカ、屋久島のタヌキ、オキナワキノボリトカゲ、センダングサ類などが挙げられる。

このように、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれている。外来生物は、在来生物の捕食や在来生物との競合による駆逐、植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、在来生物との交雑による遺伝子かく乱など、生態系に係る被害や、かみつき若しくは毒等による人の生命・身体への被害又は農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあるものもあり、このような外来生物への対策が必要となっている。これらは、一般的に外来生物の問題として認識されており、このような問題を引き起こす外来生物のことを侵略的な外来生物という。

本県の場合には、在来生物であっても、隣の島に移動させるだけで容易に侵略的な外来生物になるという特徴を有しており、県内のある地域で在来生物とされるものについても、県内の別の地域に移動させる場合に、より慎重に取り扱わなければならない。こうした、いわゆる「県内由来外来生物問題」をはじめとして、外来生物とその対策について、十分な県民の理解が得られているとは言いがたいのが現状である。

さらに、世界自然遺産登録を目指す奄美群島においても、外来生物の問題は、

生物多様性の保全上の大きな課題となっている。

このため、県は、平成 30 年度に生態系に係る被害を防止し、生物多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」（以下「条例という。」）を制定した。

この条例では、動植物が本来持つ移動能力を超えて、県内又は県内の特定の地域に導入されることにより、本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物（その動植物が交雑することにより生じた動植物を含み、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する特定外来生物を除く。）を「外来動植物」とし、外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとして第 7 条の規定により知事が指定したものの個体（卵、種子、器官その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。）を「指定外来動植物」と定義した。

本基本方針は、条例の規定（第 6 条）に基づき、①指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方、②指定外来動植物の選定に関する基本的な事項、③指定外来動植物の防除に関する基本的な事項、④その他外来動植物による生態系に係る被害の防止に必要な事項を整理するとともに、一般的な外来生物の問題も含めた今後の施策の方向性を示すために策定するものである。

なお、本基本方針の策定に当たり、「鹿児島県外来種対策基本方針」を廃止する。

2 国内外の動向

国際自然保護連合（IUCN）は、平成 13 年、「世界の侵略的外来種ワースト 100」を公表した。一方、日本政府は、平成 14 年に策定した「新・生物多様性国家戦略」において、この外来生物の問題を、我が国の生物多様性に対する 3 つの危機の一つとして位置づけ、平成 16 年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（いわゆる「外来生物法」）を制定した。

外来生物の対策は、生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）の決議「愛知目標」において個別目標の一つに掲げられおり、この「愛知目標」を踏まえて、平成 24 年度に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、引き続き重要な政策課題として位置付けられている。これらを踏まえ、政府は、平成 27 年 3 月に、外来生物による生態系等への被害を防止するため

の考え方を整理した「外来種被害防止行動計画」や、国内由来の外来生物を含む侵略的外来生物について整理した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を策定し、我が国における外来生物の対策をさらに推進しているところである。

また、各都道府県においても、外来生物の対策に関する条例の制定や県独自で規制対象とする外来生物の指定などの取組が進められている。

3 鹿児島県のこれまでの取組

(1) 平成 26 年 3 月、「生物多様性鹿児島県戦略」を策定し、今後 10 年の間に具体的に講じるべき重点施策として、総合的な外来生物の対策を掲げた。

また、同年 10 月、学識経験者等を委員とする「外来種対策検討委員会」を発足し、本県に侵入した又は侵入するおそれのある外来生物についての情報収集やその侵略性についての検討を行った。

(2) 平成 28 年 3 月、外来種対策検討委員会等の結果を基に、本県に侵入している外来生物について整理した「鹿児島県外来種リスト」、本県に侵入した場合に生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について整理した「鹿児島県侵入警戒外来種リスト」、外来生物の問題を県民により身近な問題として考えてもらうための「鹿児島県侵略的外来種番付表」を作成・公表した。

(3) 平成 29 年 3 月、外来生物による被害の防止に関する基本的な考え方を整理するとともに、県内の多様な主体が連携して外来生物の問題に取り組むための行動指針として、「鹿児島県外来種対策基本方針」を策定した。

また、外来生物の問題に対する県民の理解を促進するため、本県の外来種リストのうち、特に普及啓発を図る必要がある種について、「鹿児島県侵略的外来種カルテ」を作成・公表した。

(4) 平成 31 年 3 月、条例及び「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に努めることとした。

第 2 指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方

指定外来動植物による本県の生態系等に係る被害を防止するため、以下の 5

つの視点を重視し、総合的な外来生物の対策を推進する。

(1)「外来生物に対する正しい認識を持つ」

効果的な外来生物の対策を行うためには、県民や県内の事業者等が、外来生物の問題や対策の必要性を認識し、正しく理解し、自ら導入・逸出の防止や防除等に取り組むようになることが重要である。

飼養できなくなった外来生物を、殺処分せず山野に放つ、野生の外来生物に餌付けをするといった、目の前の外来生物の生命を尊重するがゆえになされた行為が、外来生物の問題の発端となり、最終的にかえって多くの在来生物、外来生物の生命を失う結果となってしまう場合がある。

また、外来生物の中には、家畜、農作物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけて人の生活や文化に浸透・共存してきたり、人の社会経済活動の中で積極的役割を果たしてきた種も多い。侵略的な外来生物は外来生物全体のうちの一部である。こうしたこと等について、認識や理解の促進を図る必要がある。

さらに、外来生物による生態系に係る被害については、農林水産業への被害や人の生命・身体への被害（ケガ・病気等）に比べ意識されにくいいため、重点的な普及啓発が必要である。

(2)「予防的観点を重視する ―外来種被害予防三原則―」

外来生物は、全て人間により、意図的又は非意図的に自然分布域外に持ち込まれたものである。

外来生物による生態系に係る被害を防止するためには、県民一人ひとりが、「入れない」・「捨てない」・「拡げない」の「外来種被害予防三原則」を遵守することが最も重要であり、本県における外来生物の対策は予防的観点到重点を置いて実施することとする。

このため、①本県の生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物を自然分布域から非分布域へ「入れない」こと、②飼養・栽培している外来生物を適切に管理し「捨てない」こと（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む。）、③既に野外にいる外来生物を他の地域に「拡げない」ことを徹底する。

また、侵略性を有するおそれがある外来生物については、侵略性がないと判明するまでは侵略的な外来生物であると推定して、被害予防及び防除対策を行うこととする。

(3)「防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する」

外来生物の防除は，侵入・定着が進むにつれて必要な費用や労力等が大きくなり，対応が困難となる。外来生物の対策は早期発見・早期防除を原則とする。

また，既に県内に侵入・定着した侵略的な外来生物については，対策の必要性，防除の実行可能性等の観点から優先度を考慮した上で，可能な限り早急な防除に努める。

(4)「国内・県内由来の外来生物の対策を強化する」

国外由来の外来生物のみならず，国内に自然分布域を有する国内由来の外来生物，県内に自然分布域を有する県内由来の外来生物についても，十分な注意と対策が必要である。

しかしながら，国内・県内由来の外来生物の問題については，県民や県内事業者等の認識が十分とは言えず，また，対策もほぼなされていない。

多くの島嶼を有し，地域毎に異なる生物がみられる本県では，国内・県内由来の外来生物に係る問題を特に重視し，十分な普及啓発を行うとともに，被害が想定される国内・県内由来の外来生物の特定及び対策に努める必要がある。

(5)「科学的知見を集積する」

外来生物対策を的確かつ効果的に推進するためには，市町村や自然系博物館，大学等の研究機関と連携し，外来生物についての最新の知見の集積を図るとともに，「鹿児島県外来種リスト」等を必要に応じて更新し，知見の共有に努めながら，外来生物の侵入・定着状況や最新の防除手法等の情報を把握し，順応的に対策を講じていくことが重要である。

また，外来生物の侵入を特に警戒すべき地域を種や分類群ごとに特定し，警戒が必要な地域においては，情報収集体制の整備やモニタリング調査等の実施に努めることが重要である。

第3 指定外来動植物の選定に関する基本的な事項

1 選定の前提

指定外来動植物の候補の選定は，次に掲げる事項を前提とする。

- (1) 指定外来動植物の指定は、鹿児島県の外来種リスト及び国の生態系被害防止外来種リストを参考にして選定することを基本とし、原則、明治時代以降に本県又は国内の別の地域に導入された外来動植物の中から選定する。
(我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であるため。)
- (2) 原則として、種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種。以下同じ。）を単位とし、必要に応じ、種よりも大きな生物の分類単位である属、科等一定の生物分類群を単位とする。
- (3) 識別が容易な大きさ又は形態の外来動植物から選定する。

2 選定の際の考慮事項

- (1) 他法令による規制等との整合性
指定外来動植物の候補の選定に当たっては、規制の効果を勘案し、他法令による規制等との整合を図るとともに、放出等に対する規制が行われていない種が優先されるよう考慮する。
- (2) 社会的・経済的影響
指定外来動植物の候補の選定は、当該候補となる外来動植物がこれまで担ってきた社会的な役割等を踏まえ、その代替物が確保できるかなど、指定に伴う社会的・経済的影響についても十分に考慮する。
- (3) 防除の実施可能性
指定しようとする外来動植物の防除について効果的な捕獲や採取、殺処分などの方法が未確立であるなど、防除の実施が困難な場合は、指定の効果を十分に考慮する。

3 選定の要件

指定外来動植物の候補は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ指定により生物多様性への影響の軽減又は予防が期待できるものから選定する。

- (1) 本県に導入され、かつ定着しているもの又は定着する可能性が高いものであって、次のアからオまでのいずれかの理由により、本県の生物多様性に著しい影響が生じている、又は生じるおそれがあるもの。

- ア 在来生物の地域個体群(特定の地域に生息・生育する同種の個体の集団)の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがある。
- イ 在来生物の生息・生育環境を著しく変化させ、又はそのおそれがある。
- ウ 在来生物の種間関係(同一地域に生息する種相互の関係)や群集構造(複数の種が集まっている状況)を著しく変化させ、在来生物の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがある。
- エ 交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種並びに地域個体群の存続又は本県の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある。
- オ その他上記に類するもの。

(2) 本県に導入されていないものであっても、将来的に導入される可能性が高く、導入された場合に(1)と同等以上の影響が生じるおそれがあるもの。

4 指定地域の考え方

指定地域の選定に当たっては、県内における侵入・定着の状況や、生息・生育域の拡大・拡散の影響、指定による効果等を総合的に判断し、指定するものとする。

なお、県全域の生態系に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものは、県全域を指定の対象範囲とし、影響範囲が特定の地域に限定されるものは、地域を限定した対象範囲で指定を行うものとする。

5 指定外来動植物の選定に関する意見の聴取

外来動植物の対策を的確かつ効果的に推進するためには、外来動植物の分布の拡大などの情報を適宜把握し、対策を講じていくことが必要であり、調査研究の推進、防除方法の確立等科学的知見の充実が重要なため、指定外来動植物の選定に当たっては、外来動植物の分布状況や在来生物への影響、効果的な防除方法等について、下記の事項に留意の上、学識経験者等から意見を聴取し、科学的知見の収集に努めるものとする。

- ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。
- イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、

維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

エ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、選定の対象となる外来動植物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

第4 指定外来動植物の取扱いに関する基本的な事項

外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結果、遺棄又は逸出等によって野外に放たれることに起因していることから、指定外来動植物の野外への定着又は分布拡大を予防するため、指定外来動植物の飼養等するものは、適合飼養等施設内で行わなければならない、その取扱いの詳細は次によることとする。

また、指定外来動植物以外の外来生物で、本県の生態系等に被害を及ぼし、又はそのおそれがあるものについても、指定外来動植物の取扱いに準拠した総合的な外来生物の対策に努めるものとする。

1 指定外来動植物の条例遵守した取扱い

(1) 適合飼養等施設の基準

指定外来動植物の飼養等を行う適合飼養等施設の種類は、指定外来動植物の生態的特性等に応じて定めるものとし、その基準は、施設の種類別に別途定めるものとする。

また、飼養等を行う者は、適合飼養等施設の種類及び基準に応じた適切な飼養等に努める。

(2) 指定外来動植物の飼養等の方法

ア 適切な飼養等

指定外来動植物の適切な飼養等の方法については、指定外来動植物の生態的特性等に応じて定めるものとし、次の考え方により飼養等をする。

(ア) 自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、適切な飼養に努める。

(イ) 飼養等する者は、その責務として指定外来動植物がその命を終える

まで、適切な飼養等に努める。

イ 個体の処分

指定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

(3) 指定外来動植物の放出等の禁止

指定外来動植物の指定地域内において、遺棄又は適合飼養等施設外で放出等する行為は指定外来動植物の野外への定着及び分布拡大をまねくことから、禁止する。

(4) 指定外来動植物の販売に当たっての説明

指定外来動植物の販売を業とする者は、購入しようとする者に対し、対象となる動植物が条例で定めた指定外来動植物であることや、保管のために必要な事項（寿命・大きさ等・飼養方法）及び適合飼養等施設での適切な飼養等を行う義務がある旨の説明を十分に行う。

また、条例に違反した場合、是正勧告等の対象となることについても、併せて説明を行う。

(5) 指導・助言・勧告等

県は、条例による規制の実効性を確保するため、指定外来動植物の飼養等をする者又は指定外来動植物の販売を業とする者に対し、条例第8条の規定の周知徹底に努め、指定外来動植物の野外への逸走又は逸出や遺棄の防止を図る。

また、違反者に対しては、是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告する。

2 その他外来生物全般に及ぶ総合的な取扱い

(1) 適正管理の実施

侵略的な外来生物については、産業利用を行う場合等であっても、導入する前に在来生物や侵略的でない外来生物で代替できないか十分に検討するなどし、可能な限り導入を避ける。

また、既に侵略的な外来生物を導入している場合は、使用の中止や代替を

検討するとともに、その個体を逸出させないよう前項に準拠して飼育・栽培・保管・運搬の施設・設備を確保し、万一逸出した際に被害が発生しないよう去勢・不妊処理など、適正な管理を行う。

(2) 非意図的な侵入の予防

意図的に導入を行わなくとも、輸入や国内流通における工業用資材・植木などへの付着・混入、船体付着やバラスト水への混入などにより、国外又は国内の別の地域から生物が持ち込まれ、外来生物となることがある。

県は、侵入の可能性の高い侵略的な外来生物について、その侵入経路の特定及び移動段階での侵入予防についての検討を行うとともに、県民や関係者へ侵入を警戒すべき外来生物の情報を周知したり、外来生物の情報の収集窓口を明確化するなど、早期発見体制を整備する。

第5 指定外来動植物の防除に関する基本的な事項

外来生物は、その種の生物学的特性や生息・生育環境のほか、定着の状況等により防除方法が異なるため、条例第13条の規定による指定外来動植物の防除については、個別の種に対応した目標及び防除の方法、防除効果等を勘案のうえ、国、地方公共団体、民間団体等の関係者（以下「関係行政機関等という。」）の協力を得ながら効果的な実施に努める。

また、その他の外来動植物で本県の生態系等に被害を及ぼし、又はそのおそれがあるものについても、指定外来動植物の取扱いに準拠した防除を検討し、総合的な外来生物の対策に努める。

1 緊急的な防除の実施

希少な野生動植物が多く生息・生育する地域に捕食性等の高い指定外来動植物が発見された場合は、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、緊急的な防除を行う。

2 計画的な防除の実施

指定外来動植物が、既に広範囲にまん延して生物多様性に著しい影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、国の外来種被害防止行動計画で示された優先度を参考に、地域の実情に応じた適切な方法により、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、計画的な防除を行う。

3 指定外来動植物の防除体制の充実

指定外来動植物を効果的、効率的に防除するためには、モニタリング結果を防除に反映する順応的な取組が必要であるため、研究者及び外来動植物対策推進員、県民等と連携し、情報収集やモニタリング調査を実施する体制の構築に努める。

また、指定外来動植物によっては、地域住民と連携した県民参加型の防除が有効な手段であるため、多様な主体による防除が実現できるよう指定外来動植物の生物学的特性に応じた防除マニュアルの早期整備や普及啓発の充実に努める。

4 防除の実施に当たっての留意事項

- (1) 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、事故の発生防止に万全の対策を講じる。
- (2) 防除の実施に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して情報を提供し、地域住民の理解や協力を得られるよう努める。
- (3) 捕獲した個体を殺処分する場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

第6 その他外来動植物による生態系に係る被害の防止に必要な事項

条例に基づく指定外来動植物への対策のほか、一般的な外来生物の問題全般に及ぶ総合的な取組を推進していくため、各行政機関の連携及び県民や多様な主体が参画できる体制の整備に努めるものとする。

1 県民等の理解の促進と意識の醸成

外来生物の対策を円滑に進めるためには、外来生物を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことが重要であり、県民や民間の団体等が、生物多様性保全の重要性を理解し、問題のある外来生物に関する情報の収集や防除活動に協力することが必要であることから、効果的な普及啓発や助言等に努める。

さらに、環境教育の機会などを通じて、外来生物の対策に係る理解を促すとともに、博物館等や民間の団体等と連携し、生物多様性の保全に向けた取組を推進する。

2 推進体制

(1) 国

- ・外来生物法及び「外来種被害防止行動計画」に基づく総合的な外来生物対策を推進する。

(2) 県

- ・「生物多様性鹿児島県戦略」及び条例7条の規定で定める「指定外来動植物」、「鹿児島県外来種リスト」を踏まえ、外来生物全般に及ぶ総合的な対策を推進する。

- ・侵略的な外来生物について、地域の自然的・社会的条件に応じた普及啓発を実施するとともに、侵略的な外来生物を早期に発見し、その被害を予防するための情報収集体制の整備や必要に応じたモニタリング調査を実施する。

- ・県内又は県内の一部の地域に導入され又は逸出した場合に生態系等へ被害を及ぼすおそれの高い外来生物を把握するとともに、意図的な導入を防止する対策を推進する。

- ・県内に初期侵入した侵略的な外来生物の緊急防除に努める。

- ・市町村が外来生物の防除を行う際の助言・指導等を行い、効果的・効率的な防除を促進する。

- ・「鹿児島県侵略的外来種番付表」や「外来動植物防除マニュアル」等の普及啓発資料の作成・配布を通じ、県民へ外来生物の問題に関する普及啓発を行う。

(3) 市町村

- ・地域における生物多様性を保全し、持続可能な利用を図る観点から、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、国や県などの関係機関等と連携・協力し、自らも率先して防除に取り組むことに努めるとともに、その対策等について広報等を活用した普及啓発を行い、住民による防除活動の取組を促進することが期待される。

(4) 外来動植物対策推進員

- ・外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について普及啓発を行う。

- ・外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査を行う。

- ・外来動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地又は生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し，その求めに応じ外来動植物の防除のために必要な助言，指導を行う。
- ・外来動植物の防除のために県が行う施策に協力する。

(5) 事業者（ペット業者・造園業者・土木業者等）

- ・動植物の販売等を行う業者は，動物愛護管理法により，哺乳類，鳥類，は虫類の販売時に適正な飼養や保管のために必要な事項（寿命，大きさ，飼育方法等）の説明を行うほか，条例に基づく指定外来動植物の適切な飼養等に関する説明を行う。
- ・侵略的な外来生物の導入を極力控えるなど，「外来種被害予防三原則」を遵守し，経済活動において，外来種問題を発生・悪化させないように努めるとともに，事業地における外来生物の対策の推進など，生物多様性の保全に資する取組に協力することが期待される。

(6) メディア等関係者

- ・メディア等の関係者は，外来生物の問題の背景や外来生物対策の必要性を県民に広く情報発信するとともに，各行政機関等が実施する国内外の先進的，模範的な取組の発掘・発信，効果的な防除対策の推進などに関する普及啓発の取組に協力することが期待される。

(7) NGO・NPO等の民間団体

- ・地域における外来生物対策の中心的な担い手として，今後ますます重要な役割を果たすことが期待されており，行政機関等の多様な主体と連携し，地域の実態や実状に即した効果的な防除活動の実践に努めるとともに行政機関等が行う普及啓発に協力することが期待される。

(8) 自然系博物館・動植物園・水族館・植物園等

- ・動植物を扱って普及啓発をする機関として，飼養動物の適正飼養の推進，外来種被害予防三原則，外来生物が本県の生物多様性に与える影響や外来生物の問題が起きている背景等についての普及啓発に加え，科学的知見の収集や，必要に応じて種の同定等に協力し，専門的な視点からの助言等を行うことが期待される。

(9) 教育機関

・小学校、中学校、高等学校等の各教育現場において、飼養動物の適正飼養の推進のほか、教材として外来生物を利用する場合は、「外来種被害予防三原則」や、外来生物が本県の在来生物や生物多様性・社会等に与える影響、外来生物の問題が起きている背景等について、研修等を通じて教員の意識の向上に努めるとともに児童・生徒への教育を図ることが期待される。

(10) 研究者・研究機関・学術団体

・研究機関、学術団体が実施する外来生物の研究は、外来生物の分類、生態、進化等に係る基礎的な研究に加え、野外に定着した侵略的な外来生物の防除手法の開発など、効果的・効率的な防除体制の発展等に寄与する研究が促進されることが期待される。

(11) 県民

・外来種被害予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を心がけた行動の実践や条例の遵守に努め、指定外来動植物をはじめとする外来生物を飼養等する場合は、野外に捨てることなく、適正な施設及び方法により終生飼養に努める。

・自己所有地や近隣で侵略的な外来生物の侵入等を発見した場合は、安全性を確認した上で、行政機関へ情報提供するとともに管理者の責務の一環として、行政等と連携した駆除等の実施に協力することが期待される。